

デイサービスつれづれ 利用料金表

R7.4.1改正

介護保険サービス						
通所介護			【7時間以上8時間未満】			(※1)
利用区分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	基本単価	658	777	900	1,023	1,148
①	入浴介助加算（任意）	40				
	個別機能訓練加算Ⅰイ（任意）	56				
	通所介護サービス提供体制加算Ⅱ	18				
	合計	772	891	1014	1,137	1,262
②	介護職員処遇改善加算Ⅰ※2	71	82	93	104	116
③	合計①+②		843	973	1,107	1,241
	1日あたりの 利用者様負担額 ※3	1割負担の利用者様	843	973	1,107	1,241
		2割負担の利用者様	1,686	1,946	2,214	2,482
④	食事代（おやつ含む）※4	500円／日				
	月額利用料	③ + ④				

総合事業サービス

通所型独自サービスA 6 ※5

利用区分		要支援1(通所型独自サービス1)	要支援2(通所型独自サービス2)
①	基本単価	1,798	3,621
②	サービス提供体制加算Ⅱ	72	144
	介護職員処遇改善加算Ⅰ※2	106	213
	合計①+②	1,976	3,978
③	月額の 利用者様負担額 ※3	1割負担の利用者様	3,978
		2割負担の利用者様	7,956
④	食事代（おやつ含む）※4	500円／日	
	月額利用料	③ + ④	

通所型独自サービスA7※6（ご利用は週1回までとなります）

利用時間		3時間以上5時間未満	7時間以上8時間未満
	基本単価	280	310
①	運動器機能向上加算(任意)	45	
	送迎加算(任意)	47(往復で94)	
	合計	419	449
②	食事代（おやつ含む）※4	500円／日	
	月額利用料	① + ②	

- ※1 ご利用時間や受けているサービスの種類によって料金が異なります。（詳しくはサービス事業所にお尋ねください）
- ※2 介護保険単位合計に介護処遇改善加算Ⅰ 9.2%を乗じた金額が加算され、1日のご利用料金となります。
- ※3 一定以上の所得がある方は、2割負担となります。「介護負担割合証」をご確認下さい。
- ※4 食費（500円）は別料金となります。
- ※5 通所型サービスの利用者様自己負担③は、利用回数に関わらず1ヶ月の金額となります。また、「通所型サービス」は旧・介護保険法の「要支援1」「要支援2」の方が該当するサービスです。
- ※6 通所型サービスAは、北斗市の旧生きがい活動支援事業に相当するサービスです。
（要介護認定を受けていない方のサービスです）